

札幌市中小企業融資制度の金利等の運用方針

1 基準金利

札幌市中小企業融資制度における基準金利は、道内に本店を有する地方銀行における新長期プライムレート（3年を超えるもののうち最も低いレートのもの）のうち、4月1日の定期改定時には前年度の12月1日時点において最も低い利率、10月1日の定期改定時には当年度の7月1日時点において最も低い利率をもとに決定する。

2 各資金の融資利率

下記の区分ごとに積算した融資利率の小数点以下第2位を四捨五入して得た率とする。

(1) 一般中小企業振興資金

ア 産業振興資金

基準金利から0.5%減ずる。ただし、「短期サポート特別枠」は基準金利から0.8%減ずる。

イ 札幌みらい資金

基準金利から1.0%減ずる。

ウ 小規模事業資金

基準金利から1.5%減ずる。

エ 小口資金

基準金利から1.2%減ずる。

オ 景気対策支援資金（「原油・原材料高騰等対策特別枠」を含む）

融資期間が5年以内の場合は基準金利から1.2%、10年以内の場合は1.0%減ずる。

(2) 特別資金

ア 事業革新支援資金

基準金利から1.5%減ずる。

イ 大型設備投資支援資金

基準金利から1.4%減ずる。

ウ 創業・雇用創出支援資金

基準金利から1.4%減ずる。

エ カーボンニュートラル推進資金

基準金利から1.5%減ずる。

3 預託

(1) 預託方法

原則として預金保険法（昭和46年法律第34号）第51条の2第1項に定める決済用預金に預託する。

(2) 預託利率

原則として0.00%とする。

(3) 実収利回り

別表1に定める実収利回り表によるものとする。

(4) 協調倍率

下記の計算式により算出し、小数点以下第3位を四捨五入する。

協調倍率 = (実収利回り－預託利率) ÷ (実収利回り－融資利率)
ただし、(旧) 元気がんばれ資金に係る協調倍率は1.00とする。

(5) 預託金額

下記の計算式により算出し、10万円未満は切り捨てする。

預託額 = 融資残高 ÷ 協調倍率

4 改定時期

(1) 定期改定

原則として毎年4月1日及び10月1日に行うこととする。ただし、10月1日の改定については、当年度の7月1日時点の基準金利をもとに各資金の融資金利を積算し、現行利率から0.2%未満の乖離となる見込みの場合は、改定を行わないこととする。

(2) 臨時改定

経営雇用支援担当局長は、急激に金融情勢が変動した場合などに、必要に応じて改定を行うことができる。

5 運用条件一覧表

上記の規定に基づいた運用条件一覧表は別表2及び別表3のとおりとする。

6 その他

この運用方針により難しい事態が生じた場合はその都度、財政部と協議するものとする。

実収利回り表

資 金 名	区 分	実収利回り
一般中小企業振興資金		
産業振興資金 産業振興資金「短期サポート特別枠」 札幌みらい資金 小規模事業資金 小口資金 景気対策支援資金 景気対策支援資金「原油・原材料高騰等対策特別枠」 (旧) 原油高騰緊急対策資金 (旧) 原油・原材料価格高騰緊急対策おうえん資金 (旧) 経営支援特別資金 (旧) 東日本大震災復興支援資金 (旧) 新型コロナウイルス対応支援資金 (旧) 新型コロナウイルス緊急資金 (旧) 新型コロナ資金サポート資金 (旧) 経営力強化支援資金 (旧) 伴走型経営改善資金	普通銀行	基準金利
	信用金庫	基準金利 + 0.50%
	信用組合	基準金利 + 1.30%
特別資金	普通銀行	基準金利 + 1.00%
	信用金庫	基準金利 + 1.50%
	信用組合	基準金利 + 2.30%

※ 上表中「区分」における信用金庫には、商工組合中央金庫を含める。

運用条件一覧表

基準金利		3.375%					
一般中小企業振興資金	資 金 名	区 分	融資利率	協調倍率	預託利率	実収利回り	備 考
	産業振興資金	普通銀行	2.90%	7.11	0.00%	3.375%	
		信用金庫		3.97		3.875%	
		信用組合		2.63		4.675%	
	短期サポート特別枠	普通銀行	2.60%	4.35	0.00%	3.375%	
		信用金庫		3.04		3.875%	
		信用組合		2.25		4.675%	
	札幌みらい資金	普通銀行	2.40%	3.46	0.00%	3.375%	
		信用金庫		2.63		3.875%	
		信用組合		2.05		4.675%	
	小規模事業資金	普通銀行	1.90%	2.29	0.00%	3.375%	
		信用金庫		1.96		3.875%	
		信用組合		1.68		4.675%	
	小口資金	普通銀行	2.20%	2.87	0.00%	3.375%	
		信用金庫		2.31		3.875%	
		信用組合		1.89		4.675%	
	景気対策支援資金 景気対策支援資金「原油・原材料高騰等対策特別枠」	普通銀行	2.20%	2.87	0.00%	3.375%	
		信用金庫	2.40%	2.31		3.875%	
		信用組合		1.89		4.675%	
特別資金	事業革新支援資金 カーボンニュートラル推進資金	普通銀行	1.90%	1.77	0.00%	4.375%	
		信用金庫		1.64		4.875%	
		信用組合		1.5		5.675%	
	大型設備投資支援資金 創業・雇用創出支援資金	普通銀行	2.00%	1.84	0.00%	4.375%	
		信用金庫		1.7		4.875%	
		信用組合		1.54		5.675%	

※産業振興資金には、平成19年3月31日までに実行した運転資金（普通資金・短期資金）及び設備資金を含める。

※景気対策支援資金には、平成23年3月31日までに実行した景気対策緊急支援資金を含める。

※別表 2 は預託利率が0%の場合。

運用条件一覧表

資 金 名		区 分	融資利率	協調倍率
一般 中 小 企 業 振 興 資 金	(旧) 東日本大震災復興支援資金	普通銀行	1.00%	1.68
	(旧) 経営支援特別資金			
	(旧) 新型コロナウイルス対応支援資金	信用金庫		1.51
	(旧) 新型コロナ対応サポート資金			
	(旧) 新型コロナウイルス緊急資金	信用組合		1.36
	(旧) 伴走型経営改善資金			
	(旧) 経営力強化支援資金	普通銀行	1.30%	2.11
		信用金庫		1.78
		信用組合		1.53
特 別 資 金	(旧) 商店街活性化資金	普通銀行	1.10%	1.46
	(旧) 物流振興資金	信用金庫		1.38
	(旧) 工業振興資金			
	(旧) 観光関連施設整備資金	信用組合		1.30

※ (旧) 元気がんばれ資金に係る協調倍率は1.00とする。

改正	平成 2年 4月 20日
改正	平成 2年 11月 29日
改正	平成 3年 4月 24日
改正	平成 3年 6月 28日
改正	平成 4年 8月 26日
改正	平成 5年 2月 25日
改正	平成 5年 3月 18日
改正	平成 5年 4月 30日
改正	平成 5年 8月 26日
改正	平成 5年 10月 28日
改正	平成 5年 11月 22日
改正	平成 7年 7月 17日
改正	平成 7年 10月 20日
改正	平成 8年 2月 22日
改正	平成 9年 2月 3日
改正	平成 9年 4月 11日
改正	平成 9年 11月 14日
改正	平成 9年 12月 3日
改正	平成 10年 2月 13日
改正	平成 11年 2月 25日
改正	平成 11年 5月 31日
改正	平成 11年 9月 24日
改正	平成 12年 3月 31日
改正	平成 13年 3月 8日
改正	平成 14年 3月 28日
改正	平成 17年 4月 1日
改正	平成 18年 4月 1日
改正	平成 19年 4月 1日
改正	平成 20年 10月 14日
改正	平成 20年 11月 25日
改正	平成 21年 4月 1日
改正	平成 21年 6月 1日
改正	平成 22年 4月 1日
改正	平成 23年 4月 1日
改正	平成 23年 4月 25日
改正	平成 24年 4月 1日
改正	平成 25年 4月 1日
改正	平成 26年 4月 1日
改正	平成 27年 8月 6日
改正	平成 28年 4月 1日
改正	令和 2年 2月 10日
改正	令和 2年 4月 21日
改正	令和 3年 4月 1日
改正	令和 3年 6月 21日
改正	令和 3年 12月 3日
改正	令和 4年 4月 1日
改正	令和 4年 8月 2日
改正	令和 5年 2月 27日
改正	令和 5年 4月 3日
改正	令和 6年 4月 1日
改正	令和 7年 4月 1日
改正	令和 8年 4月 1日
改正	令和 8年 10月 1日